

《平成 29 年度》

世田谷らしい空き家等の
地域貢献活用助成
応募要領

平成29年4月1日

世田谷区

一般財団法人 世田谷トラストまちづくり

※ 世田谷区では、「空き家」・「空室」・「空き部屋」の三つを合わせて『空き家等』と呼びます。

1 公募の趣旨

全国で空き家の問題が深刻化し、多大な人口を擁する都市部でも大きな問題となっています。平成25年の住宅・土地統計調査(総務省)によれば、世田谷区内にも約5万2千戸の「空き家」あるいは「空室」が存在するとされています。また、高度成長期以降都市部に増加していった核家族世帯において、子供たちが成長して家を出ることなどにより、各住戸に使われなくなっている「空き部屋」も増加しつつあると考えられます。

他方、空き家を「負の遺産」ではなく、有用な「資源」として捉え、活用する試みが全国各地で動き出しており、世田谷区では、平成25年に『空き家等地域貢献活用相談窓口』を開設しました。この窓口は、民間市場では対応できない地域交流や地域コミュニティ再生のための活用、福祉的な活用といった“地域貢献”を目的とした公益的な活用を促進するものです。

『世田谷らしい空き家等の地域貢献活用助成』事業では、空き家等の地域貢献活用企画を募集し、空き家等のオーナーと活用団体が主体となって行う活動に必要な改修費用へ助成をするものです。これまでの4年間で12件の地域貢献型の空き家活用が実現しています。

ここで言う“地域貢献”とは、地域交流の活性化、地域コミュニティの再生など、地域の課題解決の一助となるような活動を示しています。団体の主目的活動を基盤として、地域課題の解決や地域にプラスアルファの価値創造を生み出すものを応援します。

地域の性格と課題を見据え、地域からの発想に根ざした内容、まちづくりの課題に対して創意工夫にあふれる解決策、行政の力だけでは解決できない、先駆的モデルとしての効果が期待できる取り組みをお待ちしています。

※ 空き家等の「地域貢献」活用の例については、p3『2-2 募集する企画案』に記載しています。

■「空き家」・「空室」・「空き部屋」について(定義)

○空き家(あきや)： 賃貸用、売却用、長期不在などの理由により、人が住んでいない一軒家の住宅

○空室(あきしつ)： 共同住宅などにおいて人が住んでいない住宅(部屋)

○空き部屋(あきべや)： 一軒家、共同住宅などの人が住んでいる住宅における空き部屋

※この応募要領では、以上の三つを合わせて「空き家等」と呼びます。

2 平成 29 年度 募集概要について

2-1 企画概要

団体等が、自ら探した物件、もしくは、当空き家窓口を介したマッチング物件(※いずれも事前にオーナーの合意確認書が必要)で行なおうとしている地域貢献活用企画を募集します。公開審査会で「助成対象の候補」に選定されると、その実現のための初期整備費用の助成を受けることができます。

※ ただし年度内に初期整備が終了した場合に限ります。

2-2 募集する企画案

以下のいずれをも満たすものを対象とします。

- ① 空き家等を使った、地域交流の活性化、地域コミュニティの再生等、地域の課題解決の一助となるような地域貢献活用
- ② 自主的、自立的及び継続的に行われ、空き家等の地域貢献活用の先導的な事例となるもの

■ 空き家等を活用した「地域貢献」活用の例

- ・ 近隣住民との交流を図ることができる高齢者施設
- ・ 若手アーティストを応援するまちのギャラリー
- ・ 市民にひらかれた DIY 工房
- ・ 地域の農家と連携し、循環型社会を目指すコミュニティカフェ
- ・ 地域ビジネスなど起業を応援するインキュベーションセンター
- ・ 地域課題解決を促進するコ・ワーキングスペース
- ・ ひとり暮らしの高齢者や生活困窮家庭の児童を支える「まちの食堂」
- ・ 子育て中のママ達の情報交換のためのコミュニティスペース
- ・ 一人暮らしの高齢者の見守りを兼ねたホームシェア
- ・ 放課後の子どもたちのための居場所 など

※ 用途地域により、可能な活用は異なりますので、各自ご確認ください。

※ 他の助成制度から助成を受けている場合でも、助成内容に重複がなければ併せて応募できます。ただし、他の助成制度が、併用を認めない場合もありますので各自でご確認ください。

2-3 対象物件

- ・一軒家等の空き家や空き部屋、マンションの空き室など
- ・活用の対象となるのは、以下①～⑤の全てを満たす物件です。

① 建築関係法令に適合するもの(年度内に適合させる予定のもの)であること

※ 企画対象となる物件の建築関係法令への適合状況(活用用途に応じた適合性を含む)について、各自で事前に確認をしてください。

② 応募時点で新耐震基準等を満たしている、あるいは応募する企画に含まれる改修の実施により新耐震基準等を満たすことになるもの

※ 活用対象となる物件の耐震状態が不明の場合、世田谷区による耐震診断を受けることができます(条件有り)。詳細は、防災街づくり担当部防災街づくり課耐震促進担当(03-5432-2468)までお問い合わせください。

※ 耐震診断は申請から結果が分かるまで、2カ月以上を要します。応募をお考えの場合は、お早めに診断の申し込みをお済ませください。

③ 活用用途の基準を満たす物件であること

※ 活用用途に応じた建築関係法令の基準を満たす必要がありますので、各自でご確認ください。

④ 建築確認済証があることまたは、それに準ずる書類があること

※ 建築基準法(1950(昭和 25)年)施行前の建築物については、建築確認済証は不要ですが、その後増築している場合は、その時の確認申請書類は必要です。

※ 建築確認申請の届け出のない物件については、指定確認検査機関の建築基準法適合状況調査により、当時適法に建てられたことが証明できた場合、対象となります。その書類は採択後、助成金交付前までに提出する必要があります。

⑤ 都市計画事業決定された土地の建築物ではないもの

※ 当該の都市計画事業の領域が建物にかからなければ応募可能としますが、その場合、建物の活用及び活動に支障を来たさないことを条件とします。

- ・応募時点で、既に空き家等の地域貢献活用を行っている物件においても、既存の活動の延長ではなく、活動の新展開のための新しいプロジェクトであれば応募可能です。

2-4 対象物件を活用する団体について

対象となるのは、以下①～⑥の全てを満たす団体です。

- ① 区内において地域貢献活動を行う団体またはその連合体
- ② 対象となる物件で5年以上活動を継続させる意思があること
- ③ 団体の構成員に対し、空き家等の活用の結果得られた収益を分配したり財産を還元したりしないこと。
※ 地域貢献活用の継続に必要な収益(活動費、人件費等)を得ることはかまいません。
- ④ 地域貢献、地域まちづくり等の活動実績がある団体
- ⑤ 政治・宗教を目的としない団体
- ⑥ 暴力団またはその傘下組織ではない団体

2-5 公開審査会の役割について

- ・公開審査会では、空き家等を活用した地域貢献活用案を選定します。つまりは「助成対象の候補」を選定します。
- ・選定された案は、年度内に初期整備を終えることで助成を受けられることが出来ます(整備内容は法令順守が条件となります)。

2-6 助成金額について

- ・今年度の助成総額は**最大600万円**です。
- ・応募時点で助成申請できる金額は**最大300万円まで**です。
- ・その内訳は以下の(1)(2)の通りです。
 - ① 空き家等の地域貢献活用に必要な改修工事費 (最大 200 万円/件)
 - ② 住居以外の用途に資する耐震改修費 (最大100 万円/件)
 - ※ それぞれに該当する費目の詳細は p14 『8. 助成対象となる経費について』をご覧ください。
- ・公開審査会における「助成対象候補」の選定件数によっては 1 団体あたりの助成金額が**300万円以下**に縮減される場合があります。
- ・助成金額は、助成交付決定通知および完了検査をもって確定します。
 - ※ 本助成金を活用して、耐震改修工事等を行なった物件については、その後、建物の改修や解体等に制限がかかる場合があります。詳しくはお問合せください。

2-7 専門家支援(建築士等)について

- ・活用を予定する物件について、下記(1)(a)～(d)の全ての条件を満たし、かつ、(2)世田谷トラストまちづくり(以下、財団)がその支援を必要と判断した場合、専門家支援(建築士等)を受けることが出来ます。建築士の支援については、「一般社団法人 東京都建築士事務所協会世田谷支部 地域貢献チーム」より、行ないます。

<支援条件>

- (1) オーナーおよび団体が 活用を予定する物件について、(a)～(d)の 意思があること
 - (a) 地域貢献活用の意思
 - (b) 助成事業への応募の意思
 - (c) 耐震改修や法令適合への意思
 - (d) 物件情報の公開の意思
- (2) 財団が支援が必要と判断した場合

＜支援内容＞

・空き家の活用を進めていく上で、以下の3段階による専門家支援を行ないます。

[ステップ1] 活用を検討する建物の現況確認と実現に向けた改修費用のスケール把握（建築士）

空き家活用を検討している物件の法令適合状況等について、その現況を確認し、改修方法やさらに改修費用のスケールなどを建築士よりアドバイスを行ないます。

- 回数：最大2回

[ステップ2] (1)活用の分野や用途に応じた諸条件整理(2)事業計画の練り上げ（建築・税理・不動産・ファイナンス等の専門家）

現況確認後、具体的な空き家活用の分野や用途に応じた諸条件の整理および改修費用のスケールを専門家よりアドバイスを行ないます。さらに、財団が必要と判断した場合は、税理、資金計画等の事業計画支援も行います。

- 回数：最大2回

[ステップ3] 場づくり・DIY 助言（建築士）

具体的な事業計画が固まった後、改修工事検討にあたり、空間の可能性を引き出す改修相談、さらにDIYなどのアドバイスを建築士より行ないます。

- 回数：最大2回

※ 現況確認の結果、耐震改修等にある程度の期間を要する場合がございますので、支援申請を検討されている場合は、なるべくお早目に事前相談をお済ませください。

※ 専門家派遣の詳しい内容については、お問合わせいただくか、応募相談時にご説明させていただきます。

＜その他の支援について＞

・上記の専門家支援とは別に、『世田谷の空き家等活用ゼミ(全2日間)』を下記の日程で開催いたします。空き家等の利活用における実践的な事業計画づくりを学ぶ場です。建築・ファイナンス・不動産・プロモーション等の各分野の講師陣からのレクチャーを受けながら、グループワークで企画を練り上げます。詳しくは財団までお問合せください。

- 5月27日(土) 9時半～17時(予定)
- 6月3日(土) 9時半～17時(予定)

2-8 募集および選定のスケジュール

- ・今年度は下表のスケジュールで地域貢献活用企画の募集および選定を行います。
- ・原則、年1回の公募ですが、採択数が助成総額に満たない場合は 11月下旬～12月中旬に再募集を行なう場合があります。

年月	スケジュール
H29年	4月初旬～
4月	<p>応募相談</p> <p>4/3(月)～8/4(金) [要予約] 必須</p> <p>※土・日及び祝日お休み</p> <p>応募要領の内容や応募用紙の書き方について事前相談に応じます。</p> <p>時間●午前9時～午後5時 場所●世田谷トラストまちづくり</p>
7月	<p>●世田谷の空き家等活用ゼミ (全2日間)</p> <p>①5/27(土)、②6/3(土) ※①②両日の参加必須 【要申込】</p> <p>建築・ファイナンス・不動産・プロモーション等各分野の講師からのレクチャーとグループワークを通じて実践的な事業計画づくりを学びます。</p> <p>時間●午前9時半～午後5時(予定) 場所●旧柳澤邸(大原1-26-1)</p>
8月	<p>応募受付</p> <p>8/7(月)～8/15(火) [要予約] 必須</p> <p>※土・日及び祝日お休み</p> <p>所定の応募用紙に必要事項を記入作成の上、郵送または持ち込みで提出してください。</p> <p>時間●午前9時～午後5時 郵送・提出場所●世田谷トラストまちづくり</p>
9月	<p>公開審査会 及び 報告会*</p> <p>9/3(日) 必須</p> <p>応募者によるプレゼンテーションを行った上で審査員による審査を行い、助成対象の候補を選定します。</p> <p>時間●午後(詳細調整中) 場所●生活工房(太子堂4-1-1キャロットタワー)</p>
	<p>*前年度の採択団体の報告会を同時開催予定。</p> <p>助成金交付 申請手続き</p> <p>初期整備 実施期間</p>
3月	<p>完了報告書提出締切 [3/22(木)]</p> <p>(完了報告提出後、助成金が支払われます)</p>
H30年	<p>9月</p>

専門家支援(随時)

3 応募書類について

- ・ 応募書類は以下の3種類です。
 - (1) 応募申請用紙(様式1～5)・・・A4の様式に作成する書類。原則<非公開>。
 - (2) 企画提案書類(様式6～8)・・・A4の様式に作成する書類。コピーを公開審査会で配布します(一部を除く)。
 - (3) 添付書類(①～⑤)・・・上記二つを補足するための書類
- ・ 応募書類の中には、「必ず提出するもの」、「あれば提出するもの・必要に応じて提出するもの」がありますのでご注意ください。
- ・ 提出書類の中には公開されるものがありますので、ご理解の上ご応募ください。
 - ※ 公開審査会での配布資料や財団のHPほかでの公開を予定しています。

(1) 「応募申請用紙」の内容と作成方法

- ・ 共通の様式(MS-WORD フォーマットあるいは Excel フォーマット)に記入作成してください。
- ・ 様式は世田谷トラストまちづくりの HP 中の下記 URL からダウンロードしてご使用ください。
<http://www.setagayatm.or.jp/trust/support/akiya/index.html>

[様式1] 申請用紙 | 表紙 【必須】 <公開>

- ・ A4サイズ1枚
- ・ 企画のタイトル、活用しようとする物件の種別、助成金申請額、団体名を記入します。

[様式2] 申請用紙 | 応募団体について 【必須】 <非公開>

- ・ A4サイズ1枚
- ・ 応募団体の代表者、連絡責任者、連絡先、メンバー構成、団体の実績を記入します。

[様式3] 申請用紙 | 建物・物件概要 【必須】 <非公開>

- ・ A4サイズ1枚
- ・ 活用する建物・物件の基本情報、詳細情報を記入します。

[様式4] 申請用紙 | 収支計画書 【必須】 <非公開>

- ・ A4サイズ、枚数は適宜
 - ・ 初期整備に要する費用の内訳やそれをまかなうための収入について記入します。応募時において、対象経費の見積書をとるなどして、できる限り確定した金額で収支計画書を作成してください。
- ※公開審査会后に改めて本見積もりを取った上で提出いただき、審査を受けることになります。

[様式5] 申請用紙 | 物件所有者(オーナー)の合意確認書 【必須】 <非公開>

- ・ A4サイズ1枚
- ・ 物件所有者全員に、企画提案に基づく活用の同意を得て、署名及び捺印をもらってください。

(2) 「企画提案書類」の内容と作成方法

- ・ 共通の様式(MS-WORD フォーマットあるいは Excel フォーマット)に記入作成してください。
- ・ 様式は世田谷トラストまちづくりの HP 中の下記 URL からダウンロードしてご使用ください。
<http://www.setagayatm.or.jp/trust/support/akiya/index.html>

[様式6] 申請用紙 | 地域貢献活用の内容 【必須】 <公開>

- ・ A4サイズ、4枚以内
- ・ 空き家等の活用目的、活用プログラムとスケジュール、管理・運営体制について、文章や図表などによって記します。

[様式7] 申請用紙 | 建物・物件の現況 【必須】 <一部非公開>

- ・ A4サイズ、2枚
- ・ 建物・物件の位置図や間取り図、写真などにより建物・物件の現況を示します

[様式8] 申請用紙 | 初期整備の内容 【必須】 <公開>

- ・ A4サイズ、4枚以内
- ・ 活用を予定している物件に対する具体的な整備内容、整備のスケジュールを、文章の他、図表などによって記します。

(3) 「添付書類」の内容と作成方法

- ・ 下記に基づき、所定サイズ・枚数の用紙に自由に作成してください。

① 団体の定款または会則 【必須】 <非公開>

- ・ A4サイズ、枚数は適宜
- ・ 定款または会則を持たない団体は、世田谷トラストまちづくりの HP 上の会則作成例を参考に、作成してください。

② 前年度の会計報告書 【あれば提出】 <非公開>

- ・ A4サイズ、枚数は適宜
- ・ 団体が前年度に活動し、会計報告書を作成している場合、そのコピーを添付してください。

- ・応募団体が複数団体の連合体の場合は、各団体の前年度会計報告で代用可とします。

③ 団体の活動実績を示す資料【必要に応じて提出】＜非公開＞

- ・A4サイズ、5枚以内
- ・「応募申請書」の様式2にも団体の実績記入欄がありますが、必要に応じて更に資料を添付することができます。
- ・応募団体が複数団体の連合体の場合は、各団体の資料で代用可とします。

④ 物件(建物)の建築確認済証またはそれに準ずる書類【必須】＜非公開＞

- ・対象物件について、増築を含む全ての建築確認済証のコピーを提出してください。
- ・建築確認済証のコピーが用意できない場合は、台帳証明を提出してください。
- ・建築基準法(1950(昭和25)年)施行前の物件の場合は提出不要ですが、その後増築している場合は、その時の確認申請書類を提出してください。
- ・建築確認申請の届け出のない物件については、指定確認検査機関の建築基準法適合状況調査により、当時適法に建てられたことが証明できた場合、対象となります。証明する書類は、助成金交付前までに提出する必要があります。

⑤ 物件(建物)の設計図面・検査済証【あれば提出】＜非公開＞

- ・サイズ、枚数とも適宜
- ・活用する物件(あるいは建物)の新築時や増改築時の設計図面や検査済証をオーナーがお持ちでしたら、そのコピーを提出してください。

(4) その他、書類作成上の留意事項

- ・「企画提案書類」と「添付書類」には、表紙をつけ、書類のタイトルと団体名を明記してください。
- ・各書類の表紙を1頁とし、通し番号をふってください。
- ・用紙の片面のみに作成したものを提出してください。(両面印刷はしないこと。)

4 応募相談(必須・要予約)

○ 期間と日時:

平成29年4月3日(月)～平成29年8月4日(金)

午前9時～午後5時

※土・日及び祝日はお休みです。

- ・ 応募には、応募相談が必須となります。
- ・ 相談にあたっては、当該建築物の図面や建築確認申請時の書類、検査済証、固定資産税課税明細書等の書類(全て写し可)をご持参ください。
- ・ 応募要領の内容や応募書類の書き方などについて、質問や相談を受け付けています。
- ・ 必ず事前に電話で予約の上、お越しください。

○ 場所:

一般財団法人 世田谷トラストまちづくり

空き家等地域貢献活用相談窓口

〒155-0031

世田谷区北沢2-8-18

北沢タウンホール7階

電話: 03-6407-3313



■ 図 北沢タウンホールの位置

【最寄駅】小田急線・京王井の頭線『下北沢』駅から徒歩 5 分

5 物件の現地確認

- ・地域貢献活用助成への応募案件については、活用対象物件の現地確認を随時実施します。
- ・応募者は、現地調査への立会いをお願いいたします。
- ・具体的なスケジュールは、個別に調整させていただきます。

6 応募受付

○ 期間と日時：

平成29年8月7日(月)～平成29年8月15日(火)

午前9時～午後5時

※ 土・日及び祝日はお休みです。

※ 締め切り近くになりますと混雑が予想されますので、ゆとりを持ってご提出ください。

- ・申請に必要とされる書類一式をそろえた上で、期日内に下記の場所までご持参ください。郵送も可としますが、その場合は、配達証明でお送りください。(応募期間最終日必着)。E-mail、FAX による応募は受け付けていません。
- ・「応募受付」の際にご提出いただいた応募書類は返却いたしません。また、提出後の応募書類の変更はできません。
- ・「応募受付」は、作成済みの応募書類を提出する機会です。応募書類を作成する上での質問や相談は、受付の前に「応募相談」として済ませておいてください。
- ・受付時に応募書類に大きな不備が見つかった場合は、受け取ることができないこともありますのでご注意ください。

○ 場所：

一般財団法人 世田谷トラストまちづくり

空き家等地域貢献活用相談窓口

〒155-0031

世田谷区北沢2-8-18

北沢タウンホール7階

電話：03-6407-3313

※ 地図は前ページを参照

7 公開審査会について

7-1 公開審査会について

- ・下記の公開審査会において、応募団体にプレゼンテーションをしていただきます。
公開審査では、空き家や空き部屋等を活用した地域貢献活用案を選定します。

○ 期日と日時

平成29年9月3日(日) 午後

※ 詳細については後日お知らせします。

○ 場所

世田谷文化生活情報センター 生活工房（世田谷区太子堂 4-1-1 キャロットタワー4、5階）

7-2 審査会委員

- ・坂倉杏介(東京都市大学都市生活学部准教授、港区「芝の家」プロジェクトファシリテーター)
- ・服部篤子(一般社団法人 DSIA 副代表理事)
- ・饗庭伸(首都大学東京 都市環境科学研究科 都市システム科学域 教授)
- ・渡辺正男(世田谷区 都市整備政策部 部長)
- ・春日敏男(一般財団法人 世田谷トラストまちづくり 理事長)

7-3 審査基準

- ・下記の諸点を基準として採用団体を決定します。
 - ① 実現性、継続性
 - ② 地域貢献度が高いこと
 - ③ 今後の空き家等活用のヒナ型となる、モデル性がある
 - ④ 費用対効果

8 助成対象となる経費について

- ・空き家等地域貢献活用を始めるために必要となる以下(1)(2)の環境整備の費用が対象となります。

(1) 空き家等の地域貢献活用に必要な改修工事費(最大 200 万円/件)

空き家等の活用にあたって必要な改修工事費用を助成します。該当する費目は下記の通りです。

◎ 改修または改装工事費

- ・設計管理費
- ・工事監理費
- ・内部改修工事費
- ・空調衛生設備、電気通信設備整備費
- ・共用部改修工事費
- ・避難施設設置工事費
- ・外部・外構改修工事費
- ・つくりつけ家具の整備費
- ・建築資材(住民参加型等、手作り施工に伴う資材)

(2) 住居以外の用途に資する耐震改修費(最大100万円/件)

空き家等を住居以外の用途に活用する場合の耐震改修費用を(1)とは別に設けます。

※ 居住の用途として活用する場合は、**防災街づくり担当部防災街づくり課耐震促進担当**が行なう耐震改修助成金が別途活用できる場合があります。詳しくは、ご相談ください。

※ 助成対象は助成金交付決定通知後から**平成30年3月22日(木)まで**支出された経費となります。

※ 助成経費に該当しない初期経費については、応募団体自身で資金調達してください。

9 助成金の交付手続きなどについて

9-1 助成金の交付申請と初期整備の実施期間等について

(1) 助成金の交付申請について

- ・助成金の交付は、公開審査会での採択後に団体が提出する企画に対して行います。
 - ・選定された団体には、財団に対し、「助成金交付申請書」を提出していただきます。その際、公開審査の内容等をふまえて、「収支計画書」をあらためて作成し、「対象経費の見積書」とともに提出していただきます。改修工事を実施する場合は、さらに「詳細設計図書」、「工事明細書」、「工事見積書」、「工事工程表」、「物件の所有者全員の承諾書」、「工事施工者届」等を作成・提出していただく必要があります。
 - ・財団がこれら書類の審査を行い、区と協議の上、助成金の交付を決定した時は、助成金交付予定額、助成金交付の条件を通知します。
- ※詳しい説明は公開審査後に改めてお伝えします。

(2) 初期整備の実施期間と完了届の提出について

- ・初期整備および経費の支出は、助成金交付決定通知後～平成30年3月22日(木)までに完了させてください。
- ・初期整備および経費の支出が完了したら、速やかに「完了届」を提出していただきます(平成30年3月22日(木)提出締め切り)。完了届には、「収支実績報告書」と対象経費についての「領収書」の添付が必要です。

(3) 助成金の交付時期について

- 助成金は、提出書類を財団が審査し、交付すべき助成額を確定した後、団体からの「請求書」の提出に基づき一括で支払われます。平成30年3月22日(木)までに「完了届」の提出がない場合は、助成金を交付することができません。
- ※ 初期整備の結果、使用した費用が「助成金交付予定額」を超えてしまった場合も、その金額を超えた助成金は支払われませんのでご注意ください。

(4) 領収書等について

- ・初期整備完了後の「完了届」提出の際は、すべての費用について以下①～⑥の全要件を満たす領収書または支払い実績が確認できる書類が必要です。
- ・下記を満たせば、「領収書」表記のあるレシートも可とします。

【領収書等としての要件】

- ① 宛名に申請書の団体名と同一の団体名が記載されていること(省略不可)
- ② 領収金額が記載されていること(訂正不可)
- ③ 領収年月日が助成対象期間内(助成金交付決定日から平成30年3月22日(木)までの日付)である

こと

- ④ 支出金額等の内訳が記載されていること
- ⑤ 領収者の住所・氏名(業者名等)が記載されていること
- ⑥ 領収印があること

9-2 助成金交付手続きにあたっての注意事項

- ・ 助成金交付に必要な様式は、公開審査会后、配付します。上記以外の必要書類等についても、配付の際、詳細をお知らせします。
- ・ やむを得ない理由で整備を取りやめるときは、速やかに財団に対し、「助成金交付辞退届」を提出していただきます。
- ・ 地域貢献活用の実現が困難と認められる場合は、財団が交付決定を取り消しすることがあります。

9-3 成果報告について(必須)

- ・ 採択された団体には、翌年度の『空き家等地域貢献活用助成報告会』(平成30年9月頃開催予定※詳細未定)で初期整備の成果等について発表していただきます(必須)。
- ・ 初期整備の成果報告書を所定の締切までに、財団に提出していただきます。当日の参加者への配布資料となります。

※ 詳細は、公開審査会以降にお知らせします。

以上